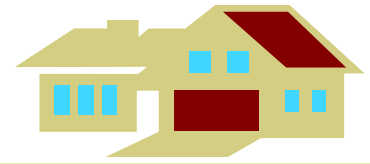


利用したことがある人も申請OK!

令和2年度五泉市住宅リフォーム事業

五泉市では、若い世代の定住促進と経済対策として
自己の居住する住宅のリフォームを行う場合、その工事費
の一部を補助します。



補助対象者

1. 五泉市に住民登録を行っていること。
2. 工事する家屋に住む人全員が市税を滞納していないこと。

施工業者の条件

市内に本店を有する法人または個人事業者。

補助額

市内施工業者が行う20万円以上（消費税含む）のリフォーム工事に要する費用の
20%（1,000円未満切り捨て）とし、限度額は以下の通りです。

- ①新婚世帯（平成26年4月1日以降に婚姻し、親等と2世代が同居している世帯）
…限度額20万円
- ②子育て世帯（中学生以下の子、親、祖父母等と3世代が同居している世帯）
…限度額20万円
- ③一般世帯（①、②に該当しない世帯）
…限度額10万円

募集期間

令和2年4月10日から令和3年3月31日まで

※申請金額が補助予定金額に達した時点で締め切ります。

対象工事期間

補助金交付決定通知書が届いてから令和3年3月31日までに工事が完了し、
実績報告書が提出できるもの。

申込方法

リフォーム工事着工前に必要書類を添付の上、商工観光課に提出してください。

（必要書類：工事前の写真、見積書の写し、工事の図面、自然災害の被害を受けた
人は、り災証明書）

注意事項

1. 申請書提出前に着工した場合は対象外です。交付決定通知書を交付されてから着工
してください。なお、やむを得ない理由により交付決定通知書を交付される前に
工事に着手する場合は、補助金交付決定前着手届を提出してください。



2. 新規に申請する人のほかに、過去にリフォーム事業補助金を交付された人も、交付から
5年以上経過している人は申請できます。（令和2年度は、平成26年度以前に補助を
受けた人も申請できます。）

※自然災害の被害にあい、リフォーム工事をされる方はご相談ください。

※工事を中止する場合は、中止届を提出してください。

住宅リフォーム工事補助対象一覧(例)

No.	リフォーム工事内容	可否	特記事項
1	屋根の葺き替え(屋根除雪用アンカーの設置含む)、塗装、外壁の補修	○	
2	天井、壁紙、床の張り替え等の内装工事	○	家庭用火災報知機の機器代も対象
3	台所、風呂、トイレ等の改修工事	△	高齢福祉課・健康福祉課・環境保全課で補助対象部分は除外 トイレ改修は、床や壁などの工事を 含むもの。
4	畳の取り替え(表替え含む)	○	
5	建具、サッシ等の取り替え	○	
6	バルコニー・サンルームの改修・新設・取替	○	
7	住宅部分の増築、間取りの変更	○	
8	シロアリ、ネズミ等の駆除	×	リフォーム工事ではないため対象外
9	シロアリ、ネズミ等の駆除後の補修・取替	○	
10	電化製品のみを取り替え(エアコン、テレビ等)	×	購入が主であるため対象外
11	室内カーテンの取り替え	×	購入が主であるため対象外
12	電話(インターネット)の配線工事	×	リフォーム工事ではないため対象外
13	車庫、造園、フェンスなどの外構工事	×	住宅ではないので対象外
14	住宅の取り壊し(全部・一部)工事	×	リフォーム工事ではないため対象外
15	バリアフリー改修	△	高齢福祉課・健康福祉課で補助対象 部分は除外
16	耐震改修を伴うリフォーム	△	都市整備課で補助対象部分は除外
17	太陽光発電システムの設置・増設	△	環境保全課で補助対象部分は除外

※ 上記は主な工事の一覧です。詳しい内容については、お問い合わせください。

問合せ先

商工観光課 商工係

〒959-1692 五泉市太田1094番地1

電話:0250-43-3911 内線279